

2020年11月6日

各 位

会 社 名 株式会社スシローグローバルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 水 留 浩 一
(コード番号：3563 東証一部)
問合せ先 執行役員 亀 山 大 祐
TEL. (06)6368-1001

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年11月6日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年12月24日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループは1984年の創業以来、回転すし「スシロー」の国内展開を進め、回転すし業界において第1位の売上を達成するまでに成長してまいりました。また、2011年からは海外展開を開始し、現在では4つのエリアへの進出を果たしております。さらに、2017年には、大衆寿司居酒屋「杉玉」の出店を開始し、2020年には台湾茶専門店「Sharetea」を出店するなど事業を拡大してまいりました。今後の事業領域の拡大とグローバルへの展開を加速し、更なる成長を進めるために、このたび商号を「株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES」（英文表記：FOOD & LIFE COMPANIES LTD.）と変更するものであります。
- (2) 上記の考えに基づき、企業理念の改定を行い、これに伴う規定の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化（モニタリングボード型のコーポレート・ガバナンスの推進）を図り、経営の健全性と効率性をさらに高めるため、以下の変更を行うものであります。
 - ①株主総会の議長を取締役社長から、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役に變更いたします。
 - ②上記の考えに基づき、役付取締役の規定を廃止いたします。
 - ③業務執行の相当部分を、執行役員への権限移譲することから、取締役社長の業務執行の規定を廃止いたします。
 - ④取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、招集及び議長の規定を廃止いたします。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2020年12月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年12月24日（予定）

※但し、第1条（商号）及び第2条（企業理念）の効力発生日は2021年4月1日といたします。

以 上

別 紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社スシローグローバルホールディングスと称し、英文ではSushiro Global Holdings Ltd.と記載する。</p> <p>(企業理念) 第2条 当社グループは、「スシローの使命」「スシローの信念」「スシローの約束」を企業理念とする。 当社は企業理念に従い常にお客様の満足度向上を図り、売上最大、経費最小の効率経営を実践することにより、企業価値の永続的な増大と株主価値の向上を目指すものとする。</p> <p>(目的) 第3条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 会社の株式及び持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務 2. 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店の経営及び経営コンサルティング、並びに店舗設備、什器備品のリース業 3. 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の営業指導等の経営コンサルティング 4. 水産物、農畜産物の加工並びに販売 5. 不動産の賃貸、管理 6. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置) 第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人</p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社FOOD & LIFE COMPANIESと称し、英文ではFOOD & LIFE COMPANIES LTD.と記載する。</p> <p>(企業理念) 第2条 当社グループは、「VISION (企業として目指す未来)」「PROMISE (お客様への提供価値)」「PRINCIPLES (私たちの行動指針)」を企業理念とする。 当社グループは企業理念に従い常にお客様の満足度向上を図り、売上最大、経費最小の効率経営を実践することにより、企業価値の永続的な増大と株主価値の向上を目指すものとする。</p> <p>(目的) 第3条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) 会社の株式及び持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務 (2) 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店の経営及び経営コンサルティング、並びに店舗設備、什器備品のリース業 (3) 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の営業指導等の経営コンサルティング (4) 水産物、農畜産物の加工並びに販売 (5) 不動産の賃貸、管理 (6) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第14条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名及び取締役社長1名を選定することができる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p><u>第23条 取締役社長は会社の業務を統轄する。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の業務を代行する。</u></p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第27条 取締役会は取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p><u>第29条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるとき、又は取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該代表取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第14条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="316 230 427 264"><u>代わる。</u></p> <p data-bbox="201 302 608 336">第<u>30</u>条～第<u>43</u>条（条文省略）</p> <p data-bbox="443 374 547 407">（新 設）</p>	<p data-bbox="815 302 1251 336">第<u>27</u>条～第<u>40</u>条（現行どおり）</p> <p data-bbox="815 374 1142 407"><u>（定款変更の効力発生日）</u></p> <p data-bbox="815 412 1382 548">第<u>41</u>条 第1条及び第2条の変更の効力発 生日は、<u>2021年4月1日とする。な お、本条は同日の経過後、自動的に 削除されるものとする。</u></p>